

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
熱海建設株式会社	宮城県仙台市青葉区錦町1-1-31

2. 指名停止措置期間

平成31年3月18日～平成31年4月17日 (1 ヲ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

宮城県発注の「寒風沢農地復旧除塩及び海岸復旧工事」に関し、宮城県塩竈市浦戸寒風沢字小峯の現場隣接地において、廃棄物である木くず等を焼却したとして、平成30年12月19日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により熱海建設(株)及び同社の使用人2名が起訴され、同月25日、仙台簡易裁判所からそれぞれ罰金の略式命令を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第15号に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2(抜粋)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

- | | | | | |
|-----------|-------|------------|------------|-----------|
| ○ 総務部 契約課 | 課長 | いわさわ
岩澤 | よしふみ
由文 | (内線 2511) |
| | 建設専門官 | かんだ
神田 | まこと
誠 | (内線 2512) |
| 総務部 経理調達課 | 課長 | かねこ
金子 | きみひこ
公彦 | (内線 6551) |

○は本件の主務課です。